

事務事業名 男女共同参画社会づくり事業

区分	No	名称
章	1	やさしさと共生するまち
節	4	男女共同参画社会の実現
施策	1	男女の人権が尊重される社会の実現
小分類	1	男女平等の条件づくり
主要な施策	1	家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発
事務事業番号	001	事業開始年度 平成 9 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 一般会計

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスグループ
-----	-------	-------	------------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	登別市男女共同参画基本計画に基づき、女性と男性がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を發揮して共に支え合う、男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	<p>のほりべつ男女平等参画懇話会・プラタナス等の市民団体との連携を図りながら施策を展開する。市民の意見を施策に反映させていくため、登別市男女共同参画社会づくり推進会議と意見交換を図りながら、登別市男女共同参画基本計画（はぁもにいプラン21）の実施計画をローリングしていく。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報のほりべつ「小特集」の企画編集（年1回） ・情報誌「アンダンテ」の発行（年1回） ・小学校4年生向け啓発冊子、アンケートの作成・配布。アンケートは結果をフィードバック。 ・男女共同参画に関する市民団体の活動支援（のほりべつ男女平等参画懇話会、プラタナス） ・男女共同参画週間中の作品の募集・展示・表彰式の開催 ・市民団体の男女共同参画フォーラムの開催支援 ・男女共同参画講演会や学習会及び連合町内会への出前講座の開催
今後の方向性	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成する。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法 ・北海道男女平等参画推進条例

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	57	89	519	84	84
事業費 合計			57	89	519	84	84

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	審議会等委員の女性の登用率	%	目標値	35	35	40	40	40
			実績値	26	25			
	市内事業所における正規従業員の女性の割合（調査が隔年実施のため、H22労働基本調査は未実施）	%	目標値	45	45	45	45	45
			実績値	-	33			

現況		《Check》
現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》	
<p>市民に男女共同参画についての理念や必要性について浸透されているかを市民ニーズアンケート（3年に1回実施）の結果、『男女雇用機会均等法』で全年代、男女とも認知度が高く、世代別、男女別の平均が6割以上、次に『男女共同参画社会』が、世代、男女の平均で5割以上となっていることから理念や必要性については少しずつではあるが浸透されていると考えられる。</p> <p>また、男性が家事や子育てに積極的に参加するためには「企業の理解」や「男性の意識改革」の必要性が求められている。</p> <p>これらのことから、今後、男性にとっての男女共同参画に重点を置いた施策の策定が必要であると考えられる。</p>	<p>平成14年度に策定した「登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）」が平成24年度に10カ年計画が終了することから、平成24年度はこれまでの成果や課題を踏まえつつ、また社会情勢の変化に対応するため第2次計画（DV施策に関する基本方針を含む）を策定する。「登別市男女共同参画社会づくり推進会議委員」を策定委員として意見交換を図るとともに基礎資料とするための「男女共同参画に関する意識調査」を行う。</p> <p>また、登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）をベースに国と北海道の計画を勘案しながら平成25年度からの第2次計画を策定する。</p>	

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について		
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見 国の第3次男女共同参画基本計画及び北海道の第2次北海道男女平等参画基本計画において、男女共同参画社会の実現は女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり最重要課題であると謳っていることから市においても推進する。
	民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である	
	国、道、他団体等との連携や広域化が可能である	
	国、道、民間等の事業と重複・類似している	
2. 事務事業の必要性について		
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見 市民ニーズアンケートの結果、理念や必要性については少しずつではあるが浸透されていると考えられることから継続することが必要である。
	市民アンケートの結果から必要性が高い	
	社会情勢、地域事情等から必要性が高い	
	市民の大部分が関連することから必要性が高い	
3. 事務事業の効率性について		
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見 講演会の講師の選定においては、北海道の事業を利用するなど報償費を抑えるほか、作品展や出前講座においては予算をかけない手法により市民の意識に訴えるような事業として工夫しながら実施している。
	市で実施するほうが民間委託より効率性が高い	
	多額の経費や労力を要するがやむを得ない	
	将来的に効率性を向上できる	
4. 事務事業の成果について		
目的を達成するための成果はあがっていますか？	成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見 情報誌の発行により町内会回覧、企業へのPRにより啓発を行なっているほか、市民対象の講演会や連合町内会との連携による出前講座、男女共同参画週間における作品募集などにより男女共同参画に対する意識は着実な高まりを見せていると考える。
	市民、団体等の声から成果を感じられる	
	目に見える形で成果があがっている	
	成果の把握は困難である	

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	本事業は男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識は着実な高まりを見せていることから、男女の人権が尊重されると思われ、現在の事業が成果を得ていると判断されるので、事業を維持する必要があると思われる。
----	----------------------	---

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考
----	----